

岩手県大槌町 第4回大槌町上下水道料金等審議会 を開催しました

審議会での説明(水道及び下水道)

第4回審議会では、水道料金及び下水道使 用料の改定案の検討を行いました。

前回の審議会では、水道料金は現在の水準から平均25%増とする改定、下水道使用料は現在の水準から平均45%増とする改定がそれぞれ令和6年度に必要であるとの試算に基づき、複数パターンの料金体系の検討を行いました。

今回の審議会では、少量利用者への配慮も 念頭に置きながら、最終的にどの案を採用する かについて審議しました。

最終的な答申の内容は次のとおりで、11月7日に町に提出されました。



10月30日に行われた第4回審議会の様子

(1) 水道事業

- 1 料金は、基本料金、従量料金及びメーター使用料を平均25%引上げ
- ② 体系※1は、現在の用途別※2・口径別 併用を維持しつつ、営業用と団体用を 統一、共用は一般用に集約し廃止
- ③ 負担の公平性の観点から、将来的に 口径別※3に統一することを検討
 - ※1:水道の料金体系は、主に用途別、口径別、 用途別・口径別併用に区分されます。
 - ※2:使用する用途(例:一般用、営業用、 団体用、湯屋用等)により料金を設定す ろものです
 - ※3:メーターの口径別に異なる基本料金を設 定するものです。

(2) 下水道事業

- ① 料金は、基本使用料及び従量料金を 平均45%引上げ
- ② 体系は変更なし

具体的な新料金等体系案は<u>裏面</u>を ご覧ください。

委員からの意見

審議会では委員から様々な意見を頂戴しました。一部を抜粋すると次のとおりです。

- ✓ 公平性という観点と上下水道事業の運営 という観点から、基本料金をしっかりと確保 していく方向が現時点では望ましい
- ✓ 町民に対しての理解を得るために、段階的 な引上げを視野に入れて進める必要がある
- ✓ 料金は正しいものにしていかないと他の行 政サービスが行き届かなくなってくるというとこ ろが出てくると思われるため、ぜひその点も踏 まえて町民に丁寧な説明をしてほしい
- ✓ 今回の料金改定の評価も含めてそのときの 経営状態をしっかり確認するしくみを作ることが必要と考える



11月7日に行われた答申書手交の様子



答申で示された新料金・使用料体系案は次のとおりです。なお、審議会から示された体系案を基礎として、町民の皆様の負担を考慮しながら、今後町で検討するため、**現時点で確定したものではありません。**

(1) 水道料金(1か月・税抜・円)

現行の給水料金

答申の給水料金

メーター使用料

-261 J	シャロカンイナュエ				97	ンルロカトヤイュエ				, ,				
用途	区分	基本水量	甘土料本	超過料金	用途	区分	基本水量	甘士料本	超過料金	区分	地下	式	遠隔	定
用壓	E77		基本 件並	(/m)	用逐	E77	基本小里	基本 科立	(/m)	口径	現行	答申	現行	答申
一般用		10m²	1,400円	160円	一般用		10m²	1,750円	200円	13mm	160円	200円	370円	460円
営業用		15m²	3,100円	220円	営業用・	口径25mm未満	10m²	3,300円	280円	16mm	190円	240円	-	-
団体用	口径13mm	10m²	1,700円	220円	団体用	口径25mm以上	15m²	4,600円	280円	20mm	220円	280円	450円	560円
四州	口径16mm以上	20m²	3,600円	220円	湯屋用		200m²	14,000円	200円	25mm	240円	300円	460円	580円
湯屋用		200㎡	11,200円	160円	プール用		1㎡	300円	300円	30mm	380円	480円	600円	750円
共用		10m²	1,200円	160円	臨時用		1㎡	310円	310円	40mm	430円	540円	650円	810円
プール用		1㎡	240円	240円	鑑賞用		10m²	8,000円	1,080円	50mm	2,000円	2,500円	2,600円	3,250円
臨時用		1m³	250円	250円	船舶用		1m²	440円	440円	75mm	2,560円	3,200円	3,000円	3,750円
鑑賞用		10m²	6,400円	860円	※営	業用と団体用を統-	一、共用は一	-般用に集約	し廃止	100mm	3,400円	4,250円	3,600円	4,500円
船舶用		1m²	350円	350円						150mm	5,200円	6,500円	6,100円	7,630円

(2)下水道使用料(1か月・税抜・円)

水道水を使用した場合

				使用	区分		
区分	排除汚水量	一般	用	浴場	開	臨時	拥
		現行	答申	現行	答申	現行	答申
基本使用料	10㎡まで	1,200円	1,740円	1,200円	1,740円		
	10㎡を超え20㎡まで	120円	170円				
	20㎡を超え30㎡まで	130円	190円				
	30㎡を超え40㎡まで	140円	210円			180円	260円
従量使用料 (1㎡につき)	40㎡を超え50㎡まで	150円	230円	60円	90円	100円	2001
,	50㎡を超え100㎡まで	160円	250円				
	100㎡を超500㎡まで	180円	270円				
	500㎡を超えるもの	200円	290円				

水道水以外の水の使用又は水道水と 水道水以外の水の併用をした場合

人数	認定汚水量	現行	答申
1人	6m³	1,200円	1,740円
2人	12m³	1,440円	2,080円
3人	18m³	2,160円	3,100円
4人	23m²	2,790円	4,010円
5人	27m²	3,310円	4,770円
6人	30m²	3,700円	5,340円
7人	32m²	3,980円	5,760円
8人以上	33m²	4,120円	5,970円

(参考) 県内団体との水道料金・下水道使用料比較表 (1か月・税抜)

	水道料金 ※一般用口径20mmで20 (メーター使用料含む	
No.	団体名	料金
1	軽米町	4,740円
2	二戸市	4,715円
3	一関市	4,676円
:	<u> </u>	i i
10	大槌町(答申)	4,030円 (+810円)
10	大槌町(答申)	
10 : 20	大槌町(答申) :: 盛岡市	
:	<u>:</u>	(+810円) :
:	: : 盛岡市	(+810円) : 3,230円
: 20 —	: 盛岡市_ 大槌町(現行)	(+ 810円) :: 3,230円 3,220円

	下水道使用料 ※一般用で20㎡使用	時
No.	団体名	使用料
1	金ヶ崎町	4,600円
2	洋野町	4,040円
3	軽米町	4,000円
4	一戸町	3,800円
5	大槌町 (答申)	3,440円 (+1,040円)
5 :	大槌町(答申)	
5 : 23	大槌町(答申) : : 岩泉町、大船渡市等	
:	:	(+1,040円)
:	: : 岩泉町、大船渡市等	(+1,040円) : 2,500円
: 23 —	: 岩泉町、大船渡市等 大槌町(現行)	(+1,040円) : 2,500円 2,400円

お問い合わせ先 -

大槌町上下水道課



https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/chosei/soshiki/suido/

TEL: 0193-42-8719